

青森県報

号外第五十二号

平成二十五年
七月四日
(木曜日)

目 次

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (事務局) …… 一

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任 …… 同 …… 二

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任 …… 同 …… 二

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時 …… 同 …… 二

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時 …… 同 …… 三

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所 …… 同 …… 三

参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時 …… 同 …… 三

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 …… 同 …… 三

参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 …… 同 …… 四

参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 …… 同 …… 四

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 …… 同 …… 四

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 …… 同 …… 四

参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 …… 同 …… 四

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

平成二十五年七月三日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 …… 二二、九六二人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四

十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二四三、五一〇人

- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
- 東津軽郡選挙区 七、五九六 人
 - 西津軽郡選挙区 六、一二四 人
 - 南津軽郡選挙区 六、七四六 人
 - 北津軽郡選挙区 八、一二六 人
 - 上北郡選挙区 二八、五五三 人
 - 三戸郡選挙区 二一、〇一六 人
 - 青森市選挙区 八三、三二七 人
 - 弘前市選挙区 五〇、九二三 人
 - 八戸市選挙区 六五、七六六 人
 - 黒石市選挙区 九、九六〇 人
 - 五所川原市選挙区 二〇、二五〇 人
 - 十和田市選挙区 一七、九二五 人
 - 三沢市選挙区 一一、一九六 人
 - むつ市選挙区 二二、五二〇 人
 - つがる市選挙区 一〇、一五九 人
 - 平川市選挙区 二二、五二三 人

青森県選挙管理委員会告示第五十号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したの

で、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

氏名	住 所	氏名	住 所
柿崎 光顯	弘前市大字桜ヶ丘四丁目三の二	上山 貢	三戸郡五戸町大字倉石又重字古川代三〇の二

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

氏名	住 所	氏名	住 所
新岡 千寛	北津軽郡中泊町大字福浦字浦島四七	櫻田 静子	黒石市大字浅瀬石字清川一四

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十七条第一項の規定

により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 場所 青森市中央一丁目一の一八

ラ・プラス青い森三階「ブリムラ」

二 日時 平成二十五年七月二十三日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 場所 青森市中央一丁目一の一八

ラ・プラス青い森三階「ブリムラ」

二 日時 平成二十五年七月二十三日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙長及び選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

青森県選挙管理委員会事務局	場 所	所 在 地
		青森市長島一丁目の一

ただし、平成二十五年七月四日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

場 所 所 在 地

青森県庁西棟八階大会議室

青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により、平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行うので告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

くじを行う場所

くじを行う日時

青森市長島一丁目の一
青森県選挙管理委員会事務局

平成二十五年七月四日
午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第五項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第三十条の規定により、平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙公報に掲載する順序を決めるくじを行うので告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

くじを行う場所	くじを行う日時
---------	---------

青森市長島一丁目の一
青森県選挙管理委員会事務局

平成二十五年七月五日
午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百三十条の規定により、平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報に掲載する順序を決めるくじを次のとおり行うので告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十五年七月九日 午前九時

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定により、平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百三十四条の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十五年七月四日 午後七時

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第百九十六条の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

制限額 三八、六二五、一〇〇円

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長告示第一号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長 柿 崎 光 顯

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十五年七月十八日 午後五時十分

参議院比例代表選出議員選挙分会長告示第一号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

参議院比例代表選出議員選挙分会長 新 岡 千 寛

一	場 所
二	日 時

青森市長島一丁目の一
青森県選挙管理委員会事務局
平成二十五年七月十八日 午後五時二十分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭